

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2162001		処分名	支給認定申請に対する諾否の決定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	子ども政策部		課	子ども育成課		
根拠規定	子ども・子育て支援法				第20条		
基準規定	①	子ども・子育て支援法			第19条第1項, 第20条第1項, 第2項		
	②	子ども・子育て支援法施行規則			第1条, 第2条, 第4条		
	③	子ども・子育て支援法施行令			第1条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月17日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙基準のとおり						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月17日	
	期間	申請のあった日から30日以内(法第20条第6項) 新年度入所申請に関する支給認定申請については, 別途指定(2・3月)					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2162003		処分名	特定教育・保育施設の確認			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	子ども政策部		課	子ども育成課		
根拠規定	子ども・子育て支援法				第27条第1項・第31条第1項		
基準規定	①	子ども・子育て支援法			第31条		
	②	認定こども園法			第3条		
	③	鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条～第34条					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成27年10月1日	最終更新日	令和3年3月17日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>1 特定教育・保育施設の確認を受けようとする施設に関して、次の項目が確認できた場合 ①施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所②設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③当該申請に係る事業の開始の予定年月日④設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等⑤施設の認可証又は認定証等の写し⑥建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要⑦特定教育・保育施設を利用する子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数⑧施設の管理者の氏名、生年月日及び住所⑨運営規程⑩利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要⑪当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態⑫当該申請に係る事業に係る資産の状況⑬法第33条第2項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準⑭当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項⑮法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面⑯役員の氏名、生年月日及び住所⑰その他確認に関し必要と認める事項</p> <p>【幼稚園】1 学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準(幼稚園に係るものに限る。)を遵守していること2 鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条から第34条までに規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準を満たしていること。</p> <p>【認定こども園】1 認定こども園法第3条第1項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第9項の規定による公示がされたものである場合に限る。)、同条第3項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第9項の規定による公示がされたものである場合に限る。)又は同法第13条第1項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準(当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。)を遵守し、確認を受ける施設が保育所である場合は、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る。)を遵守していること。2 鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条から第34条までに規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準を満たしていること。</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成27年10月1日	最終更新日	令和3年3月17日	
	期間	6か月					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2162005		処分名	特定教育・保育施設の確認の変更			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	子ども政策部		課	子ども育成課		
根拠規定	子ども・子育て支援法				第32条第1項		
基準規定	①	子ども・子育て支援法施行規則			第29条		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成27年10月1日	最終更新日	令和3年3月17日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>(確認の変更) 特定教育・保育施設に関して、次の項目の変更が確認できた場合 ① 施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地 ② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 ④ 特定教育施設を利用する法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数 ⑤ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 ⑥ 利用定員を増加しようとする理由</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成27年10月1日	最終更新日	令和3年3月17日	
	期間	6か月以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2162015		処分名	保育所等の利用調整(利用承諾)			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	社会福祉事務所長			
担当部署	部	子ども政策部		課	子ども育成課		
根拠規定	児童福祉法				第24条第3項		
基準規定	①	鈴鹿市保育所における保育の利用に関する規則			第4条, 第5条		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月17日	最終更新日	令和3年3月17日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>(利用の申込み) 保育の利用を希望する保護者は、申込書(市規則第1号様式)を社会福祉事務所へ提出しなければならない(市規則第2条)</p> <p>(利用調整) 保護者の希望を聴取した上で、保護者ごとに保育の必要度の優先順位づけを行い利用調整を行う。なお、次に該当する場合は利用調整の際に配慮する。</p> <p>① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等) ③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合等、社会的養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業を終了した場合 ⑦ 兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨ 保護者が市内保育所で勤務している場合</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月17日	最終更新日	令和3年3月17日	
	期間	入所希望月の前月の20日頃 新年度入所申請に関する支給認定申請については、別途指定(2・3月)					
聴聞等							
備考							